

お知らせ

医療法人制度改革による 一人医師医療法人の設立について

—現行制度での事前受付締切は12月5日—

◇医業経営・福利厚生部◇

表題に関し、先の国会で成立した改正医療法の中で、医療法人の制度改革として①特別医療法人にかわる社会医療法人の創設、②医療法人の残余財産帰属先の限定、以上の2点が平成19年4月1日から施行されることになりました。

改正の②については、現行では、出資者の退社や医療法人の解散に際しては、出資割合に応じて残余財産の分配ができるとされておりますが、明年4月以降に設立される医療法人については、定款上、残余財産の帰属先（国または地方公共団体、医療法人、厚生労働省令で定めるもの）を選定しなければなりません。

現行の医療法人および明年4月以前に設立される医療法人については、出資持分「有」のまま当分の間経過措置として存続可能となります。

明年4月以前の医療法人設立を検討される場合は、本年12月5日（火）が事前受付の締切日となりますので、道庁医務薬務課まで申請書類を提出していただくことになります。

その後の本申請は、明年1月9日（火）までに所管保健所に提出していただくことにより3月に医療法人設立となり、現行制度の適用となります。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

【お問い合わせ先】

北海道医師会会員課 担当者 若松 Tel. 011-231-1434